

平成20年度 コンプライアンス推進アクション・プログラムについて

再発防止対策	実施主体 (◎主、○副)	実施内容	実施スケジュール ――― 検討・準備 ――― 実施 ▼※ 20年度末に実施結果を評価し、次年度以降の内容見直し。													
			20年度												21年度	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
企業風土・社員意識に係るもの																
No.1	【コミュニケーション促進】 当社グループ全組織でのコミュニケーションの促進を図るため、毎年10月にグループの各職場単位でコミュニケーション促進行事を実施する。	◎当社全役員 ◎総務部総務グループ ○総務部法務グループ 経営企画部経営企画グループ 業務監査部	10/6のJ-POWERターを起点にした10・11月を活動期間として、各職場単位（現地機関においては当社グループ 合同）でコミュニケーション促進行事（業務成果発表・社会貢献活動・スポーツ大会等）を実施。 現地機関行事には、役員も参加予定。													▼※
No.2	【役員による職場ミーティング】 グループリーダー以下の中堅層を対象に、コンプライアンスとコミュニケーションをテーマとした当社役員による職場ミーティングを実施する。	◎当社全役員（取締役または常務執行役員） ◎秘書広報部秘書室	当社役員による現地機関対象の平成20年度経営計画説明会と併せ、グループリーダー以下（グループ会社従業員含む）を対象とした懇談会を実施。													▼※
No.3	【現地訪問法務講演会ほか】 弁護士等による現地機関訪問法務講演会、意見交換会等を実施する。 併せて、本店法務担当者により、現地機関への法務関係情報提供、意見交換等を実施する。	◎総務部法務グループ ○業務監査部 水力・送変電部 火力発電部 原子力業務部 原子力建設部 大間現地本部	弁護士等が現地機関を訪問し、法務講演会、意見交換会等を実施。テーマについては「コンプライアンス」を含め検討する。 併せて、コンプライアンス、法務等の本店担当者により、現地機関への法務関係情報提供、意見交換等を実施する。													▼※
No.4	【職種間交流研修】 職種間の垣根を超えた研修等（他部門視察、意見交換会）の交流を実施する。	◎人事労務部人材開発グループ ヒューマンリソースマネジメント委員会 ○人事労務部人事グループ ○水力・送変電部 火力発電部 水力エンジニアリング部 火力エンジニアリング部 原子力業務部 原子力建設部 大間現地本部	職種を越えた人材交流を定期的 to 実施することにより、相互に課題や情報を共有し業務に反映・活用させることで、適切な業務処理、業務の効率的な改善に資することを目的に、全国の電力所、発電所等をエリアA（東日本以東）エリアB（中部以西）に二分し、他部門視察と意見交換会を実施。＜対象者：グループリーダー以下（グループ会社を含む）＞ 平成20年度は2回実施予定。													▼※
No.5	【部門間コミュニケーション促進】 部門間（水力・火力・原子力等）で意見・情報の交換とコミュニケーションの促進を図る。	◎経営企画部経営企画グループ、総務部法務グループ ◎水力・送変電部 火力発電部 水力エンジニアリング部 火力エンジニアリング部 原子力業務部 原子力建設部 大間現地本部 ○その他本店機関	部門間（水力・火力・原子力等）で連絡会等を開催し、保安活動にかかる共通課題（保安活動関連文書体系の整備、事業水平展開のシステム化検討、教育訓練の共同実施・参加等）等についての意見・情報の交換を行う。 特に、保安活動関連文書体系の整備、事業水平展開のシステム化検討等については、部門間の調整等が必要であることから、各部門、経営企画部およびコンプライアンス推進本部会議（事務局：総務部法務G）等によるWGを設置することも検討する。													▼※
No.6	【経営による率先垂範】 経営トップによる、コンプライアンスの率先垂範及び全社機関長会議等におけるコンプライアンスの徹底。	◎当社役員 ◎秘書広報部広報室 ○総務部法務グループ 業務監査部	グループ広報誌等の活用により経営メッセージをグループ従業員に発信。 当社グループ機関長会議等で、機関長に対しコンプライアンス徹底を呼びかけ、機関長は各機関所属員に周知徹底。													▼※
No.7	【コンプライアンス教育】 階層別研修（新入社員・新任主事格・新任課長格）におけるコンプライアンス教育の強化を図る。	◎人事労務部人材開発グループ ○総務部法務グループ 業務監査部	社内講師および外部専任講師によるコンプライアンス研修をカリキュラムの中に組み込み、実施。（継続） 新入社員・新任主事格研修については、社内講師（業務監査部、総務部法務G）にて実施。 新任課長格研修については、外部専門講師により、当社事例及び当社を想定したフィクション事例を用いて、コンプライアンス研修を実施。													▼※
No.8	【コンプライアンス教育】 e－ラーニングを利用したコンプライアンス研修を実施する。	◎総務部法務グループ 業務監査部	e－ラーニングを利用した法令・コンプライアンス研修について、法令知識習得とケーススタディを組み合わせるなど、題材を工夫をして実施する。													▼※
内部統制システムに係るもの																
No.9	【業務引継】 機関長および機関長以外の業務引継ぎの徹底を図る。	◎経営企画部経営企画グループ ○総務部法務グループ 業務監査部	改正業務引継要綱にもとづく機関長引継ぎの実施状況について確認を行なう。特にコンプライアンスに関する事項等について、要綱どおり適正に実施されているか確認を行なう。 機関長以外の引継について、19年6月の業務引継要綱改正内容を更に徹底させるため、引継ぎの統一的なルール（文書化等）づくりについて、その要否も含め検討を行なう。													▼※
No.10	【ダム変位データ関係】 ダム変位データ等の重要な測定データについては、本店技術主管箇所に報告し本店で分析評価を実施する。	◎水力エンジニアリング部 ○水力・送変電部	全国水力発電所の安全性評価を行う「水力発電設備安全性評価検討会」（社内検討会）のもと、各支店に設置したワーキンググループにより、全国のダムについてリスク評価（平成24年まで）を行ったうえで、安全性の分析を実施していく。													▼※
No.11	【業務監査専門育成】 各部門の熟練社員を、業務監査に関する専門家に育成する。 【20年度実施項目】	◎業務監査部 ◎人事労務部人材開発グループ 人事グループ	各部門熟練社員の業務監査に関する専門育成について、人員配置の問題も含め将来的な課題として引き続き検討を行うこととし、20年度については自己監査担当者の育成・能力向上等を目的として社外講習会への参加などについて関係部署と調整・検討を行い、実施する。													▼※
コンプライアンス推進活動に係るもの																
No.12	【全社委員会・機関別委員会の連携強化】 機関別コンプライアンス委員会委員長を招集した全社コンプライアンス委員会や、コンプライアンス担当者連絡会を開催し、全社委員会が機関別委員会の活動について監督、指導する。 コンプライアンス担当者を対象とした研修会等を実施するなど、機関別委員会に対し、コンプライアンスに関する教育啓蒙を行なう。	◎業務監査部 総務部法務グループ ○経営企画部経営企画グループ	機関別コンプライアンス委員会委員長（機関長）を招集した全社コンプライアンス委員会や、コンプライアンス担当者連絡会を開催する。特に、コンプライアンス担当者連絡会は、四半期に1回を目途に開催し、コンプライアンス推進活動の促進を図る。 上記の機関長招集全社委員会やコンプライアンス担当者連絡会開催と併せ、機関長、コンプライアンス担当者を対象とした研修会等を実施する。 また、機関長、コンプライアンス担当者以外に、経営も参加する講演会等の実施も検討する。													▼※
No.13	【コンプライアンス事案の情報共有】 コンプライアンス事案（社内外及び他産業）の共有化の徹底（データベース化、チェックポイントの明示と職場単位の自己点検）を図る。 【20年度実施項目】	◎業務監査部	コンプライアンス事案の情報共有化を図るため、関係部署間で調整のうえ、早期にデータベースの運用を開始する。 特に重要な情報が速やかに水平展開されるような工夫についても検討する。													▼※
No.14	【コンプライアンスアンケート】 コンプライアンス相談窓口によるコンプライアンスアンケートを定期的 to 実施する。	◎業務監査部	アンケートの内容、対象者等について適宜検討を加え、社員個々のコンプライアンス意識向上及び「言い出す仕組み」のツールとして、今後も定期的 to 実施する。													▼※
知識・理解不足に係るもの																
No.15	【法令教育】 関係法令情報の迅速な周知を行う。	◎総務部法務グループ ○水力・送変電部 火力発電部 原子力業務部 原子力建設部 大間現地本部 ○経営企画部環境マネジメントグループ	法務ニュースを発行し、社内・グループ会社内周知（毎月1回目途）。 コンプライアンス関係情報交換フォーラムにて、適宜、関係法令情報を社内・グループ会社内周知。 環境マネジメントグループから適宜環境関係情報、環境法令関係情報等を周知。 法令研修・コンプライアンス強化期間（秋頃）を設け、同期間内において、テーマとして設定した特定の法令に関する、社員の知識向上を支援する活動を行なう。（例えば、法務グループより題材提供し、各機関における勉強会開催を啓発するなど。）													▼※
実施状況の確認																
No.16	【アクション・プログラム実施状況把握】 アクション・プログラムの実施状況、進捗状況を確認することにより、再発防止対策を確実に推進する。	◎業務監査部 総務部法務グループ	業務監査部が各機関からアクション・プログラムの実施状況について定期報告（年度中間期等）を受けるとともに、年度末には業務監査による実施状況の確認およびその評価を行い、全社コンプライアンス委員会に報告する。 実施状況の確認は、総務部法務グループも協力して行い、適宜、コンプライアンス推進本部会議に報告する。 アクション・プログラム以外に、各部門において、日常業務もしくは保安活動の一環として継続実施していく項目についても、コンプライアンス推進本部として必要な支援を行うとともに、業務監査部による監査および各機関での自己監査により確認と評価を行う。													▼※

（※補足説明）

20年度もアクション・プログラムとして継続して取り組む21項目について、その内容を整理、一部統合した上で、上記のとおり、16項目からなる平成20年度アクション・プログラム実施計画案を策定した。